「安全基準等策定ガイドライン（案）」に対する意見

2026年8月25日

一般社団法人　日本貿易会
情報システム委員会

内閣官房　国家サイバー統括室　制度・監督ユニット　安全基準等策定ガイドラインパブリックコメント担当が2026年8月5日、「安全基準等策定ガイドライン（案）」に関するパブリックコメントを募集したことを受け、サプライチェーン・リスクマネジメントや、サプライチェーンに関わる事業者に関して影響が想定されることから、情報システム委員会は2026年8月25日付で意見を提出した。

	意見内容	理由
1	4. 防御 / 4.3 データのセキュリティ対策 / 4.3.3 バックアップ（p89, 90） 現在の記載（①-2等）には、「オフラインでの保管」や「バックアップリカバリー検査」に該当する要素は盛り込まれていますが、「複数の異なるメディア（媒体）への保存」や「遠隔地（オフサイト）での保管」、さらにランサムウェア対策として近年重要視されている「イミュータブル（不変・書き換え不可）なストレージ等での保管」といった要素も指針に含めてはどうか。	「3-2-1-1-0ルール」のような国際的にも認知されているベストプラクティスをガイドラインに明示することで、重要インフラ事業者等がより実効性の高いバックアップ戦略を設計できるようになり、ひいては社会基盤全体のレジリエンス向上に資すると考えるため。
2	4. 防御 / 4.1 アカウント管理・認証・アクセス制御 / 4.1.1 アカウント管理（p70） 人間に紐づくアカウントに加えて、「ノンヒューマンID（サービスアカウント、APIキー、RPA・Bot用ID等）」の対策事項についても指針に含めてはどうか。	クラウドサービスの利用拡大やシステム間連携の増加に伴い、ノンヒューマンID（マシンID）がサイバー攻撃の標的となるケースや、認証情報（APIキーやトークン等）の漏洩・過剰権限に起因する重大なインシデントが発生するリスクが従前対比高まっている認識。 ノンヒューマンIDに関する対策は、通常の人間に紐づくアカウントの管理とは異なる部分があり、重要インフラ事業者として強く意識すべき事項であると考えるため。